

平成27年度 市県民税申告受付日程

日時 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日を除く 9時～16時
場所 下田市役所 2階 大会議室

※下記の日程で、各地区の会場でも申告を受け付けます。ただし、各地区の会場で申告受付を行っている日には、その地区にお住まいの方は市役所で申告の受付ができませんのでご了承ください。

月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間	月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間
2月16日(月)	須原	須原区民会館	9:30～11:30	2月27日(金)	全地区	下田市役所大会議室	9:00～16:00
2月17日(火)	横川	横川諏訪神社	9:30～11:30	3月2日(月)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:30～14:30
2月18日(水)	北湯ヶ野	北湯ヶ野区集会所	9:30～11:00	3月3日(火)	立野・蓮台寺・河内	稻生沢公民館	9:30～14:30
	加増野	加増野憩いの家	13:00～14:30				
2月19日(木)	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合・荒増・堀之内	稲梓基幹集落センター	9:30～14:30	3月4日(水)	大沢	上大沢区集会所	10:00～11:00
						下大沢農産物集荷所	13:00～14:00
2月20日(金)	大賀茂	大賀茂区公会堂	9:30～11:30	3月5日(木)	四・五・六丁目旧岡方村	下田市役所大会議室	9:00～16:00
		田牛区集会所	13:30～15:00				
2月23日(月)	吉佐美	朝日公民館	9:30～14:00	3月6日(金)	一・二・三丁目	下田市役所大会議室	9:00～16:00
		白浜公民館	9:30～11:30	3月9日(月)	東本郷・武力浜		
2月24日(火)	白浜	旧板戸公民館	13:00～15:00	3月10日(火)	西本郷・敷根	下田市役所大会議室	9:00～16:00
		須崎漁民会館	9:30～14:00	3月11日(水)	全地区		
2月25日(水)	須崎	柿崎公民館	9:30～11:30	3月16日(月)			
2月26日(木)	柿崎	外浦区集会所	13:30～15:00				



市県民税申告は正しくお早めに!

平成27年度(平成26年中の所得に対する)市県民税の申告受付が始まります。市県民税の申告は、平成27年度市県民税の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定する上で重要な資料となります。申告が必要な方は、3月16日までに必ず申告してください。

申告期間は2月16日から3月16日まで

市県民税の申告

平成27年1月1日現在、下田市にお住まいの方で、次に該当する方は原則として市県民税の申告書を提出していただくこととなります。

申告が必要な方

- ▽営業・農業・不動産などの所得があった方
- ▽公的年金受給者で、社会保険料控除など追加で控除を受ける方や他の収入があった方
- ▽給与所得者であるが、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方
- ▽給与所得者であるが、2か所以上から給与の支払いを受けている方
- ▽給与所得者であるが、他に報酬・原稿料・公的年金・家賃などの不動産収入・配当(特定配当など、申告不要の配当を除く)などの所得があった方
- ▽平成26年中に会社などを退職した方(再就職し、前職分を合わせて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く)

申告が必要でない方

- ▽平成26年分の所得税の確定申告書を提出される方
- ▽給与所得以外の所得がなく、会社から市へ給与支払報告書が提出されている方
- ▽前年中に収入がなく、市内に住む親族の扶養となつている方
- ▽公的年金400万円以下の収入のみで他に社会保険料等追加の控除がない方
- ※追加の控除を受ける場合など、申告が必要な場合があります。

申告に必要なもの

- ▽印鑑
- ▽給与・公的年金などの源泉徴収票
- ▽給与と公的年金以外の収入がある方は、平成26年中(1月から12月まで)の収入・支出がわかるもの

- ▽各種控除のわかる書類
- ・源泉徴収票など配偶者の所得金額がわかるもの(配偶者特別控除)
- ・国民年金・国民健康保険税などの払込証明書(社会保険料控除)

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の1年間に納めた額が記載された「平成26年中の納付額のお知らせ」は1月中旬に対象者へ発送していますのでご確認ください。

- ・生命保険料・地震保険料の払込証明書
- ・平成26年中に支払った医療費の領収書・レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書(医療費控除)

※領収書などは整理し、支払った医療費・交通費(公共交通機関利用の場合のみ)の明細を便箋などに受診者ごと、病院別、日付順にご記入のうえ持参してください(合計額を必ず計算しておいてください)

- ・身体障害者手帳、療育手帳など(障害者控除)

※その他の控除についてはお問合せください。

平成27年度から適用される主な税制改正



- ◎**上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の廃止**
上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日で廃止されました。平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。
- ◎**住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充**
適用期限が4年間延長され、平成29年12月31日までに居住した方が対象となります。また、平成26年4月1日以降の入居者は、控除の限度額が最高136,500円に引き上げられます。
- 居住年月日
平成26年4月1日～
平成29年12月31日
- 控除限度額
平成29年12月31日
所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)

所得税の確定申告

- 所得税の確定申告が必要な方(給与所得者の場合)
▽給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ▽2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
- ▽給与の年収が2,000万円を超える方など
- (自営業者などの場合)
▽平成26年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

確定申告の受付

- 下田税務署の平成26年分確定申告の受付を左記のとおり行います。
- 期間中は、下田税務署での確定申告の受付は行っていませんのでご注意ください。
- 期間
2月16日(月)～3月16日(月) (土日を除く)
- 受付時間 9時～17時 (土日を除く)
- 場所 市民スポーツセンター 第1会議室
- ◎混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。
- ◎会場では電子申告(e-TAX)による申告相談を行っています。税務署から送られたハガキ又は封書、その他昨年以前に申告会場でお渡しした茶色又は緑色の封筒をお持ちの方はご持参ください。
- 問合せ先
市県民税の申告については
税務課市民税係(窓口⑨)
☎22218
所得税の確定申告については
下田税務署 ☎0185
自動音声「0」